

2021年10月11日

オムニ・プラス・システム・リミテッド

(OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED)

最高経営責任者 Neo Puay Keong

問合せ先：株式会社 OMNI-PLUS SYSTEM Japan

代表取締役社長 重田 直行

Tel:03-6890-3023

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主に対する最大の利益提供に努めています。そのために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことを重要な経営課題と位置づけ、業務の適正を確保するために必要な企業統治体制の整備は経営上必要なプロセスであると認識し、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】(2021年7月29日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Neo Puay Keong	8,065,196	38.30
ITOCHU Plastic Pte. Ltd.	5,315,384	25.24
D3cube Venture Pte Ltd	4,009,168	19.04
Ang Whai Hoon	1,453,344	6.90
Omni-2025 Pte Ltd	1,202,752	5.71
JDR 分	1,012,000	4.81
合計	21,057,844	100.00

支配株主名	Neo Puay Keong
-------	----------------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	該当なし

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引については、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。具体的には、取引の実施に際して、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっておらずかつ有効であるか、取引条件は、他の独立第三者との取引と比較して同等の条件であるか等に留意して、その取引の事業上の必要性および合理性、さらに取引条件の妥当性について、取締役会において確認の上で意思決定しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>当社は、法令で定められる場合を除き、有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、有価証券信託受益証券の保有者は、当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含む株主としての権利を有さず、受益者として授与される信託契約上の権利を有します。</p>
--

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会等設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	規定なし
定款上の取締役の任期	3年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	7名
独立社外取締役の選任状況	選任している
独立社外取締役の人数	4名
独立社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
Lee Sok Hui	公認会計士											
Yong Thian Sze	他の会社の出身者											
加藤 一真	弁護士											
Bernard Wong Ming Ghee	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会		独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	監査委員会	指名・報酬委員会			
Lee Sok Hui	○	○	○	—	Lee氏は、30年以上に亘り様々な企業において財務及び会計の経験を有しており、その知識及び経験に鑑み、当社の独立社外取締役とし適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、

					独立役員として指定しております。
Yong Thian Sze	○	○	○	—	Yong氏は、30年以上に亘り事業戦略、投資戦略、財務計画、コンサルティングにおいて秀でた知識、経験を有しており、2つの委員会において重要な役割を担っており、当社の独立社外取締役とし適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しております。
加藤 一真	○	○	○	—	加藤氏は、弁護士として15年の経験を有しており、特に日本の会社法、商取引、金融取引、金融規制等を専門分野とされていることから、それらの知識及び経験に鑑み、当社の独立社外取締役として適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しております。
Bernard Wong Ming Ghee	○	○	○	—	Bernard氏は、20年以上東南アジア及び中国の化学業界における様々な企業において、経営幹部としての経験を有しており、その知識及び経験に鑑み、当社の独立社外取締役とし適任と判断しております。東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定

					しております。
--	--	--	--	--	---------

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	非業務執行 取締役 (名)	独立社外 取締役 (名)	委員長 (議長)
監査委員会	5	0	1	4	独立社外取締役
指名・報酬委員会	5	0	1	4	独立社外取締役

※非業務執行取締役：会社の日常業務に関与しない取締役

独立社外取締役：行動、属性及び判断において独立しており、会社、その関係会社、重要な株主又はその役員との間に会社の最善の利益のための独立した経営判断を害する又は合理的に害すると見られる関係を有しない取締役

【執行役関係】

執行役の人数	1名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の 有無	兼任の有無		使用人との 兼任の有無
		取締役との兼任の有無	指名・報酬委員会	
Neo Puay Keong	○	○	×	×

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室長が監査委員会の会議を補佐しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査室門の連携状況

監査委員会、内部監査室及び外部の会計監査人の3つの組織は、業務の有効性及び効率性を向上させるために、適宜、意見交換や連絡会議の機会を設け情報の共有をはかっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社はシンガポール法上の独立社外取締役を4名選任しています。当該4名は、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。

本年9月開催の株主総会の決議をもって、追加で2名の独立社外取締役を選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません。
-------------------------------	------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
(役員区分ごとの総額にて開示しております。)

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

指名・報酬委員会は取締役会に対して報酬体系の承認ついて提言を行います。取締役及び代表取締役の賞与額は、年次株主総会において株主から承認されることを条件としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へのサポートはCEOオフィスにて行っております。取締役会付議事項につきましては、CEOオフィスより資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は7名で組織され、そのうち4名は独立社外取締役であります。彼らは監査委員会及び指名・報酬委員会の委員でもあり、取締役会の独立性を高めるため任命されております。

取締役会は毎月開催され、重要な経営課題について討議及び事業の遂行状況の監督を行っております。また必要であれば臨時の株主総会の開催を決議します。19期会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）において12回開催され、取締役の出席率は100%でした

取締役会は主要株主や経営層から独立して企業問題に対する客観的判断を行使できる強固な独立性を備えているべきと考えております。取締役の数はコーポレート・ガバナンスの観点から必要最低限としており、定款及び社内規程に従い、取締役会では積極的な議論が行われております。

2. 監査委員会

監査委員会は4名の独立社外取締役と1名の非業務執行取締役で組織され、19期会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）において16回開催されました。その主要な責務は、財務報告及び法令順守、内部統制に関する業務、経営からの独立性を確保された社内社外監査に関する業務を監督することです。

また、監査委員会は財務諸表や会計業務に関する法令に従って、財務諸表の検証をモニタリングすることも責務となっております。

監査委員会の議長であり、取締役会のメンバーであるLee氏は、公認会計士として幅広い専門知識と経験を有しております。

3. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は4名の独立社外取締役と1名の非業務執行取締役で組織され、Yong氏が議長を務めております。取締役の指名、選任、評価を行います。また、取締役の報酬及び主要幹部の報酬の監視に関して取締役会に助言を行っております。19期会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）において16回開催されましたが、必要に応じて適宜開催しています。

4. 内部監査室

(1) 内部監査室は、ビジネスコンプライアンス、サプライチェーン、リスク&財務、研究開発から選出された共同責任を負う5名を配置しており、リスクマネジメント、ガバナンス及び内部統制が効率的に機能しているかについて、内部監査を実施しております。これらの選出されたスタッフの経験と専門性により、内部監査室は監査を受けた部門や子会社に対して不備を指摘するだけでなく提言を行っております。内部監査の結果は監査委員会と取締役会へ報告されます。さらに厳密に監査を受けた部門や子会社の改善進捗についてはフォローするだけでなく、内部監査室から監査委員会、並びに監査委員会を通じて取締役会へ報告されます。

(2) 内部監査室は、ガバナンスコードや社内規程に沿って業務遂行するために、リスク・コンプライアンス委員会や監査委員会と緊密に連携をとっております。

5. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は4名（最高財務責任者、非業務執行取締役を含む。）で組織され、リスク調査、情報管理、統合的リスクの識別、解析と監視を行い、取締役会へ報告します。委員会は四半期に1回開催されておりますが、必要に応じて適宜開催いたします。

6. 開示・IR委員会

開示・IR委員会は、最高財務責任者、コーポレートセクレタリー、日本法人の代表者及び日本法人のIRマネージャーで構成されております。有価証券上場規程に沿って適時・適切な情報開示を実行する

ことを目的としております。

委員会は四半期に1回開催されておりますが、必要に応じて適宜開催いたします。

7. 外部会計監査

当社はKPMG LCCと監査契約を締結しており、会計基準に沿った厳格な会計監査を受けております。

また、有効性及び効率性の向上を目指して、監査委員会及び内部監査室を通じ、外部の会計監査人と意見交換を適宜行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は委員会等設置会社を採用し、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と透明性の高い経営の実現をめざしております。

さらに、4名の独立社外取締役を招聘し、幅広い視野に基づいた意思決定を行い、社外から経営を監視することを可能とする経営体制作りを推進しております。

更なる経営の透明性に努め、様々な投資家からのサポートに応じるために上場会社として相応しい、迅速で適切な意思決定の実現に向けてコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ってまいります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも3週間前には、招集通知を発送しています。三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「信託受託者」といいます。）は、議決権行使に関して当社からの招集通知その他の一定の書面を受領した後、日本における実質株主である有価証券信託受益証券を保有する投資家（以下「受益者」といいます。）のために作成した株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書等の書面を、権利確定日時点の受益者に対して交付します。受益者は、所定の期日までに指図書を信託受託者に提出することにより信託受託者に指図を行い、信託受託者を通じて、その有する有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式につき間接的に議決権を行使することができます。受益者からの質問等に対しては、有価証券信託受益証券の事務取扱機関である三菱UFJ信託銀行株式会社と密接な連絡を取り、迅速に対応いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は2021年9月29日にシンガポールにて開催されました。

電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	日本における法定開示及び取引所適時開示の規則に従った開示プロセスを作成し、社内でも共有しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算について、個人投資家向けに説明会の実施を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家への訪問を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ディスクロージャー&IR部((株)OMNI-PLUS SYSTEM Japanより3名及び本社コーポレートセクレタリー1名で組織)を設置し、情報取扱責任者には(株)OMNI-PLUS SYSTEM Japanの代表取締役を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、適時開示規程の制定やフェア・ディスクロージャー・ルールへの対応準備等を行い、ステークホルダーに対して適時適切、かつ公平な情報提供を行うよう努めております。 また、コンプライアンスを徹底し、健全な倫理観に基づき社会的責任を果た

	<p>す体制を構築することを目的として、コンプライアンス規程を制定しております。</p> <p>さらに、当社はコアバリューとして“オペレーショナルエクセレンス”を掲げておりますが、これは、高い目標をかかげ、そしてステークホルダーの期待を超える結果を出すことだけでなく、常にイノベーションと創造性を発揮することでビジネスを変革していく努力をしていくことを意味しております。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>環境にやさしく、持続可能な社会のために再生プラスチック素材の開発を研究機関と共同で積極的に行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社のホームページや決算説明会等を通じてステークホルダーに対して積極的な情報提供を行うために「フェア・ディスクロージャー・ルールに準拠したコンプライアンス規程」並びに「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定しております。</p>
その他	<p>取締役会メンバーのうち、2名は女性を登用しております。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、以下に記載する内部統制システムの基本方針を策定し、適切かつ効率的に業務を遂行するために、各種社内規程に基づく権限と職務分掌を明確にし、適正な内部統制の体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役と従業員が会社法、適用される法律と規制、及び規制要件を確実に遵守するために、ガバナンスコードと取締役規程を策定しました。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役・従業員の職務執行とコンプライアンスの監督を行い、さらに社内研修を実施する予定です。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、2名のコーポレートセクレタリーを任命し、法定書（議事録、稟議書及び関連資料、監査報告書及びその他の情報）など、文書又は電磁に記録及び保存した取締役の職務執行に関する情報（以下、ドキュメントとします。）を提供します。

文書管理規則に従い、取締役はいつでもこれらのドキュメントを閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部門責任者が特定したリスクへの対応計画を策定するための会議又は協議を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は毎月開催されますが、取締役会の承認を必要とする重要な企業行動がある場合は、必

要に応じて適宜臨時取締役会を開催します。

- (2) 取締役会で決議された全ての事項は、各部門責任者に伝達され、各部門責任者は、進捗状況を監視し、完了時に経緯とその結果を取締役会へ報告する責任があります。
- (3) 状況と結果は承認を得るために取締役会へ提出されますが、その決定は決議前に取締役会によってレビューされます。

5. 当社及び子会社で構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 識別されたすべてのリスクとその対応は、社内トレーニング、メール配信、社内のイントラネットを通じて、グループのすべての取締役と従業員に伝達されます。
- (2) 内部監査室は、毎年、各子会社を監査します。

6. 監査委員会の委員としての取締役の職務を補助する使用人に関する事項、並びに使用人の取締役からの独立性及びその有効性の確保に関する事項

監査委員会の委員がその職務の補助を求めた場合、当社は必要に応じて、当該委員と協議の上、従業員を配置します。

7. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査委員に報告するための体制及び報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部監査及び会計監査中に、取締役及び従業員は、業務中に特定された問題を監査委員会もしくは内部監査室、会計監査人に報告するものとします。内部監査室と会計監査人は、日常業務に関与しない独立取締役で構成される監査委員会に報告します。
- (2) 役員や従業員が法令違反や不正行為を匿名で通報する手段として内部通報制度を設けています。

8. 監査委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会のメンバーである監査委員会の委員、社外会計監査人及び内部監査室は、相互に連携する体制をとっています。
- (2) 年 1 回、社外会計監査人が作成した監査計画は監査委員会に提出され、監査委員会が必要とする追加の手順は監査計画会議で通知されます。
- (3) 監査委員会の委員である取締役は、必要に応じて、内部監査室と連携して情報交換を行い、内部監査に出席し、内部監査室からの報告を求められます。
- (4) 監査委員である取締役は、定期的に公認会計士又は会計監査担当監査法人と会合を持ち、情報交換、意見交換を行います。また、公認会計士又は監査法人からの報告を求められます。
- (5) 年次監査終了後、内部監査報告書及び外部会計監査人による監査報告書は監査委員会によりレビューされます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることは、いかなる形であっても絶対にあってはならないと考えております。

当社役職員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さねばならないとの方針を掲げております。

2. 整備状況

- (1) 「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、社内にも周知徹底することによりかかる体制を整備しております。新規取引を行う際には、規程及びマニュアルに基づき反社チェックを行うとともに、新規取引を行う場合の契約条項には、反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしております。
- (2) 反社会的勢力に関するコンプライアンスチェックを行うためにリスク・コンプライアンス委員会を組織しております。
- (3) 警察当局や顧問弁護士といった外部の専門家との情報交換を行い、反社会的勢力の排除に努めております。
- (4) システム部門において、反社会的勢力との取引を監視できるシステムを構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<p>当社の適時開示プロセスについて</p> <p><情報開示部門></p> <p>当社の日本における情報開示は、日本法人である(株)OMNI-PLUS SYSTEM Japan が行います。</p> <p>日本法人の代表者と IR マネジャーは、本社の開示・IR 委員会のメンバーであり、日本法人の代表者が情報取扱責任者となるため、開示すべき情報が適時・適切に集約されます。</p> <p>その仕組み（情報取扱責任者の役割）は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごとに開催される開示・IR 委員会において、取締役会決議になりそうな案件の確認 ・ CFO 及び CEO office より、経営に何らかの影響が想定される案件の適宜共有 ・ 財務報告に向けて、決算短信及び有価証券報告書（四半期報告書含む）の審議を行う監査委員会に情報責任者及び日本の IR マネジャーが参加 ・ 取締役会にオブザーバーとして参加 ・ 緊急案件については、CEO との直接のコミュニケーションを実施

<決定事実の開示について>

- ① 各部門責任者は、重要事実が発生する可能性が高い情報（重要情報）については、速やかに本社 CFO もしくは、開示・IR 委員会へ報告する。
- ② 開示・IR 委員会は、重要性の判断及び開示の要否の検討を行うため審議を行う。審議は、適時開示等に関する規則及び金商法並びに会社法による開示制度に照らし合わせて情報開示の有無を決定するものとする。また開示基準には満たしていない情報であっても投資家等の観点から株価への影響が大きいと想定される重要事実については、適時・適切に開示（適時開示もしくは東証 PR 情報での開示）することとする。
- ③ 開示（決定事実）が必要と判断した後、取締役会への上程資料及び開示資料のドラフト作成を行い、CEO へ説明し、上程の承認を得る。
- ④ CEO の承認後、東証上場部へ開示資料のドラフトを提出し、開示内容、開示日について報告する。（目安としては、開示日＝取締役会決議日の10営業日前とする。）
- ⑤ 取締役会開催日前日までには、開示資料についての最終承認を東証上場部より得る。
- ⑥ 取締役会へ上程する。承認（決議）後と東証上場部へ連絡し、開示時間を決定。速やかに TDNET 等での作業を行い、開示する。
- ⑦ 東証 TDnet での開示後、速やかに当社ホームページでも開示する。

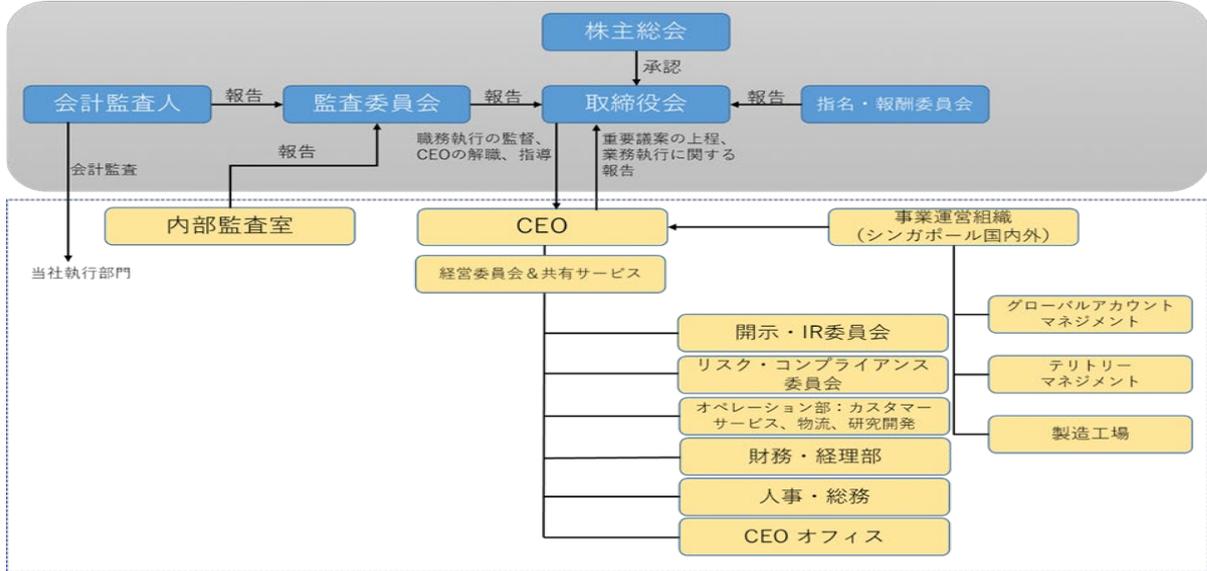
<発生事実の開示について>

- ① 各部門責任者は、緊急性を要する情報については、速やかに本社 CFO もしくは、開示・IR 委員会へ報告する。
- ② 開示・IR 委員会は、重要性の判断及び開示の要否の検討を行うため審議を行う。審議は、適時開示等に関する規則及び金商法並びに会社法による開示制度に照らし合わせて情報開示の有無を決定するものとする。また開示基準には満たしていない情報であっても投資家等の観点から株価への影響が大きいと想定されるもの、また株価への影響は軽微であるが、今後の当社の経営に影響が出る可能性がある事実の発生については、速やかに開示（適時開示）することとする。
- ③ 開示（発生事実）が必要と判断した後、速やかに CEO へ報告し、緊急取締役会の開催を依頼する。緊急取締役会での開示承認を得る。
- ④ 取締役会の開催に時間を要する（又は承認に時間を要する）と判断した場合、CEO による開示資料の検証を条件に、速報として適時適切に開示することとする。
- ⑤ 緊急取締役会での開示承認後もしくは、CEO による開示資料の検証後、速やかに東証上場部へ開示資料を提出し、開示内容を報告し、開示時間を決定する。
- ⑥ 東証上場部より開示承認後、速やかに TDNET 等での作業を行い、開示する。
- ⑦ 東証 TDnet での開示後、速やかに当社ホームページでも開示する。
- ⑧ 開示後、発生事実に関係する進展があれば、適時適切に情報開示を行う。
発生事実については、取締役会の承認は原則必要であるが、取締役会の開催に時間を要し、緊急

承認が得られない場合には CEO による情報資料の検証を条件に速報として情報開示を行う。

【模式図（参考資料）】

コーポレート・ガバナンス体制



【適時開示体制の概要（模式図）】

(決定事実・決算情報)



(発生事実)



事実が緊急に発生した場合、会社は緊急の BOD 承認を取得するよう努力するか、又は時間内に BOD の緊急承認が得られない場合には CEO による情報資料の検証を条件に、速報として、投資家および株主へ適時かつ適切な開示を行うこととする。

以上